

美咲町立中央中学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年3月 策定

いじめに関する現状と課題

本校においてもいじめと認知する事案は発生している。いずれも友達との関わりの中での言動についてであり、認知に至らないまでも、不適切な言動、けんかやふざけ合い等からいじめに進展する事案である。全校生徒に対して毎月生活アンケートを実施し、生徒の状況把握に努め、必要に応じて教育相談を行い、早期発見のための対策を行っている。さらに、SNS上でのトラブルについても注意をしている。昨年12月に実施した「スマホ・ネットとの付き合い方チェックシート」によると、全校の50%が使用方法について”依存状態”もしくは”注意”という結果であり、長時間使用の中での生徒のやりとりについて把握しきれていない状況にある。

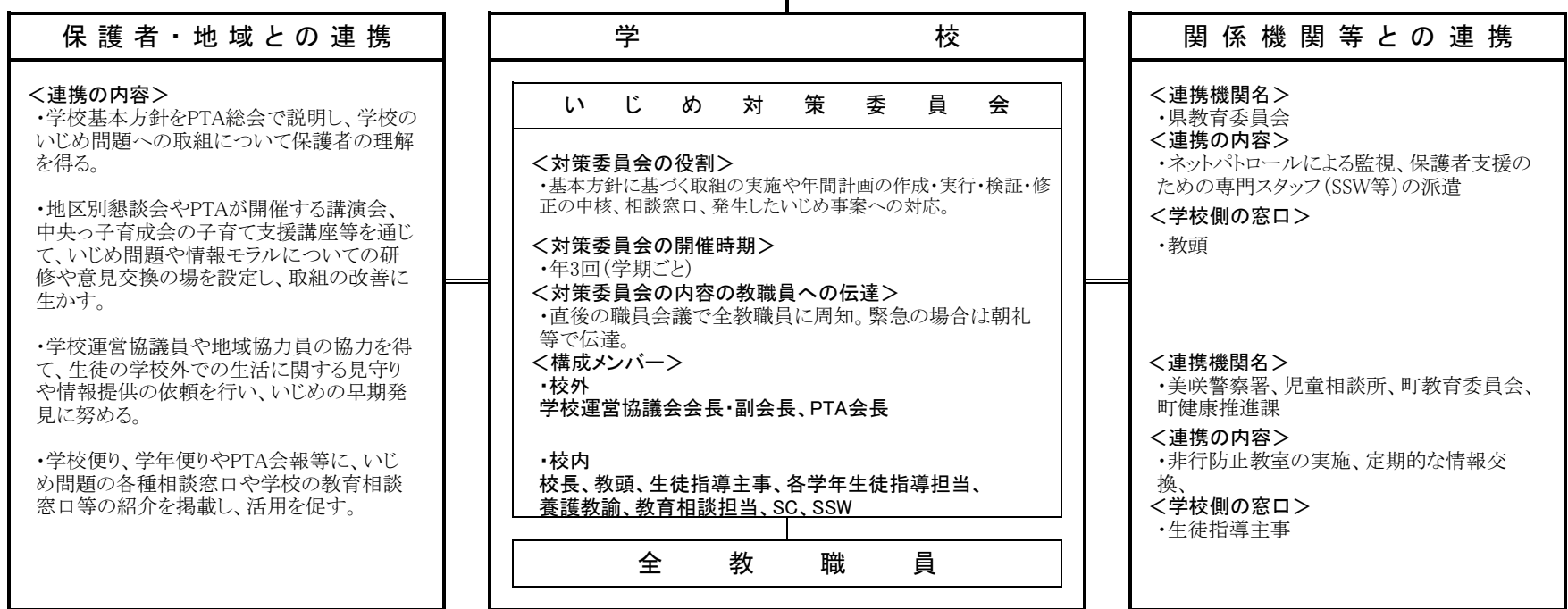
また、本校には他者との関わりの中で課題のある生徒が多く、他者への無関心へとつながる危険性もある。そのため、生徒会活動や学校行事、学級活動等で生徒同士の関わり合いを促進し、自己肯定感・自己有用感や充実感を得ることができるよう工夫を行っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会を設置し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための取組を行う。
- ・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、結果を基に校内研修や生徒・保護者対象の講演会等を実施し、情報モラル教育の推進を図る。
- ・月1回の生活に関するアンケートと年2回の教育相談等を通していじめの早期発見に努め、教職員間での情報共有を図る。

<重点となる取組>

- ・生徒指導におけるマルチレベルアプローチの考え方にに基づき、SELやピアサポート活動を取り入れ、自己肯定感・自己有用感を高める。
- ・生徒会活動を中心として、学級活動や学校行事を含めた教育活動全体を通じた集団づくりを行う。
- ・CHUOルールなどを活用し、生徒会を中心としてSNSの利用やネット上のいじめ防止についての取組を行う。またPTAとの連携を深める。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの未然防止	<p>ア 校内指導体制の確立 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、組織的な指導体制を確立する。</p> <p>イ 生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成 SELやピアサポート、道徳教育等で自尊心を高め、互いに尊重し、生命を大切に指導に努める。</p> <p>ウ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり 生徒会が行う「ありがとうの旗」を通じて、自他を認め合い一人一人に居場所のある雰囲気づくりをする。</p> <p>エ 生徒の主体的な参加による活動の促進・・・生徒が主体的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導、支援する。</p> <p>オ ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 生徒のSNS等の利用実態調査を行い、結果を基に校内研修や生徒会からの呼びかけ等を行い、情報モラル教育の推進を図る。</p> <p>カ 教職員の指導力の向上・・・年2回のQ-U、アセスを利用したいじめを生まない集団づくりを進める学級経営力の向上を図る。</p> <p>キ 特に配慮が必要な生徒への対応 適切な支援についての研修を積極的に実施し、保護者や関係機関等との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。</p> <p>ク 家庭や地域の関係団体との連携強化 PTA総会や学校運営協議会等を活用し、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責務、家庭教育の大切さなどを積極的に広報し、保護者や地域の理解を得る。</p>
② 早期発見	<p>ア 教職員による観察や情報交換 全職員が生徒の変化や危険なサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、情報交換をこまめに持つ。</p> <p>イ 定期的なアンケート調査等の実施 日々の生活ノートだけでなく、月1回の生活アンケート調査、年2回の教育相談の十分活用し、きめ細かな情報把握に努める。</p> <p>ウ 校内の教育相談体制の活用 生徒、保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備するため、町教育委員会、町健康推進課と連携する。</p> <p>エ 校外の相談機関の周知</p> <p>オ SNSを含むネットの利用実態の把握と指導 「CHUOルール」に基づくアンケート調査やアンケートでのネット利用の実態の把握に努める。</p>
③ いじめへの対処	<p>ア いじめの発見や相談を受けたときの対応 いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。さらに正確かつ迅速な事実把握に努め、保護者等と協力して対応する体制を整える。</p> <p>イ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携 発見、通報を受けた教職員は速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。重大事態と思われる場合にはただちに町教育委員会に報告する。</p> <p>ウ いじめられた生徒への指導とその保護者への助言 確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じてSC等の専門家の協力を得ながら、きめ細やかな対応ができる体制をつくる。</p> <p>エ いじめた生徒への指導とその保護者への助言 いじめた背景に目を向けながらも、学校は「いじめは許さない」という姿勢を示し、再発防止に努める。また正確な情報を迅速に保護者に伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求める。</p> <p>オ いじめの事実調査 いじめに関与した生徒からの事実関係や指導の経緯等を適切に記録し、保管する。</p> <p>カ 他の生徒への働きかけ いじめを抑止する「仲裁者」、または誰かに相談できる集団づくりに努める。</p> <p>キ いじめの解消と継続的な指導 いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか定期的に確認を行う。</p> <p>ク ネット上の不適切な書き込み等への対処 県の「ネットパトロール事業」や「CHUOアンケート」、教育相談などを活用し、早期のネット上のいじめに対処する。</p>